

所得税、市民税・都民税など

申告書の受け付けが始まります

所得税の確定申告と市民税・都民税の申告の受け付けが始まります。窓口での受け付けは、2月17日(月)～3月17日(月)です。

所得税の確定申告

申告と相談は東村山税務署へ
〒189-8555、東村山市本町1ノ20ノ22
☎042-394-6811

所得税の申告と納税は2月17日(月)～3月17日(月)に限り、午前9時～午後5時に、東村山税務署で確定申告書作成のアドバース、土曜・日曜日はお休みですが、2月23日(日)と3月1日(日)に限り、申告書の受け付けなど

市民税・都民税の申告

申告と相談は市役所課税課市民税係へ
(市役所2階・内線2333～2337)

土曜・日曜日はお休みですが、2月21日(金)・28日(金)午後5時～8時に夜間申告相談窓口を開設します。ただし、午後5時以降は、電話相談および証明書などの発行は行いません。

申告が必要な方

(1) 26年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入のあった方
(2) 給与所得者でも、次のいずれかに該当する方
①勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない方
②給与を2カ所以上から受けている方
③25年中に退職し、26年1月1日現在就職していない方
④給与のほか他に地代、家賃、原稿料、年金、配当などの所得があった方(市民税・都民税では少額でも申告をする必要があります)

申告の必要がない方

(1) 前記「申告が必要な方」の(1)～(3)に該当し、所得税の確定申告書を税務署に提出した方
(2) 給与所得者で給与以外

の所得がなく、勤務先から市役所へ給与支払報告書を提出済みの方
(3) 26年1月1日現在、市

を行います。なお、この2日間には電話での相談、国税の領収、納税証明書の発行は行いません。

確定申告書は郵送で提出できます

申告書を郵送する方で「控え」が必要な方は、控えに住所、氏名などを黒ボールペンで記載の上、切手を貼った返信用の封筒を同封してください。

国税庁ホームページで確定申告書などが作成できます

国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、プリントアウトしてそのまま税務署に提出することができます。e-Taxを利用する場合は、電子証明書の取得など各種手続きが必要です。詳しくは同庁ホームページ(http://www.nta.go.jp)をご覧ください。

(3) 給与所得者の妻などで、同居者の税法上の扶養になっている方
(4) 25年中から継続して、生活保護を受けている方

申告に必要なもの

申告書▼源泉徴収票・収入証明書など前年中の収入金額の分かる書類▼社会保険料・生命保険料・地震保険料・医療費・寄附金などの各控除を受ける場合は、前年中に支払った証明書または領収書▼国民健康保険税・後期高齢者医療制度の保険料・介護保険料・国民年金で前年中に支払った領収書など▼認め印

お願い

市役所でお受けする確定申告書作成の相談は、給与や年金のみの収入の方などが対象です。営業収入や不動産収入、土地などの譲渡による収入があった方は、提出のみ受け付けます。
なお、ご相談の際は、確定申告書の住所・氏名など分かる所は記載し、医療費控除を申告する方は、あらかじめ医



市民税・都民税の申告会場

Table with 3 columns: 会場 (会場), 日程 (日程), 受付時間 (受付時間). Includes 市役所 2階204・205会議室 and 【夜間申告相談窓口】 市役所 2階204・205会議室.

※夜間相談窓口では、電話相談や証明書などの発行は行いません。

人と人をつなぐヘルプカード 障害のある方に配布します

市では、障害のある方や難病にかかっている方が、日常生活で困った際に、また災害時や緊急時に、周囲の人に支援や配慮をお願いしやすくなるため、ヘルプカード・ヘルプ手帳を作成しました。ヘルプカードは、都が普及を進めているもので、基本デザインは都内共通となっています。ヘルプカードを持った方が困っているところを見かけたら、「どうしましたか?」と声を掛け、ヘルプカードや手帳に書いてある内容を読んでいただき、支援や配慮をお願いいたします。



ヘルプカードとは
障害のある方には、自分から「困った」となかなか伝えられない人がいます。また、手助けが必要なのに「コミュニケーション」に障害があつてそのことを伝えられない人「困っていることを自覚できない人」もいます。

夜間・休日納税相談窓口を開設します

夜間と休日に納税相談窓口を開設します。市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税などの市税の納め忘れはありませんか。仕事などで平日の相談が困難な方は、ぜひこの機会をご利用ください。

休日納税相談窓口

【日時】 3月1日(土)・2日(日)のいずれも午前9時～午後4時
【会場】 夜間(休日のいずれも納税課(市役所2階) 詳しくは同課☎470・7730へ。

※相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。
※介護保険料、保育園保育料、学童保育料は納付書を持参していただければ領収します。

【注意】 納税証明書の発行はできません。また、確定申告の受け付けや申告相談は行いません
◎夜間納税相談窓口
【日時】 2月27日(木)の午後8時まで

市税などの納付にご協力ください

2月28日(金)は、固定資産税・都市計画税第4期、国民健康保険税第8期、後期高齢者医療保険料第8期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)でお納めください。詳しくは納税課☎470・7729へ。

C型慢性肝炎に対する医療費助成の対象治療が追加されました

25年12月4日から、C型慢性肝炎に対するペグインターフェロン、リバビリンおよびシメプレビル3剤併用療法が医療費助成の対象となりました。3月31日(月)までに、この療法の医療費助成の申請を行う方は、お申し出に基づき、医療費助成の開始日を、保険適用日(25年11月19日)までさかのぼることができます。詳しくは障害福祉課☎470・7747へ。

B型・C型ウイルス肝炎の医療費助成一覧

Table with 2 columns: 治療内容 (治療内容), 医療費助成の対象となっている治療 (医療費助成の対象となっている治療). Lists treatments for B-type and C-type hepatitis.

一方、地域の人からは、何かあったとき、「どう支援したらよいかわからない」「困っているのでは?と気になるけれど、誰にその人のことを聞いたらよいかわからない」という声があります。ヘルプカードは、両者がつながるきっかけをつくるものです。また、ヘルプ手帳は災害時や緊急時に備え、ヘルプカードに書ききれない情報を補うものです。
【配布対象者】 市内在住で、身体・知的・精神障害のある方、発達障害がある方、難病にかかっている方
※代理の方でも取得できます。各種障害者手帳または自立支援サービス・医療費助成、難病医療費助成の受給者証を所持している方は、お持ちください。
【配布場所】 障害福祉課(市役所1階)
ヘルプカード・ヘルプ手帳の利用方法を説明するリーフレットは市ホームページから取得できます。
詳しくは同課☎470・7747、ファクス475・8181へ。

国民健康保険

25年8月分の診療費をお知らせします

国民健康保険(国保)は、加入している皆さんが病気やけがをしたとき、安心して医療が受けられるように「相互扶助」の考え方を基に制度化された医療保険です。3割(1割の自己負担で医療を受けられるのは、皆さんが納めた国保税などから、残りの7割(9割が保険給付として医療機関などに支払われているからです)。

25年8月分の診療費(市内)

◎一般被保険者II診療件数 2万5876件▼診療費 5億9695万7832円(前年度比100.6%)▼一件あたりの金額 2万3070円
◎退職被保険者II診療件数 1245件▼診療費 2581万8780円(前年度比60.9%)▼一件あたりの金額 2万738円

※出典 国民健康保険毎月事業状況報告(11月報)
近年、医療費は年々増加傾向にあります。結果として、医療費の支払いが国保税などの収入を大きく上回り、市の一般会計からの多額な繰入金によって、収支を保っているのが現状です。
日頃の健康管理やジェネリック医薬品を活用することで皆さんの家計への負担が軽減され、医療費の抑制にもつながります。
国保は、私たちの健康と生命を守る大切な制度です。国保の健全な運営にご理解、ご協力をお願いします。
詳しくは保険年金課☎470・7733へ。